

第7章 計画の推進のために

1 各主体の役割と求められる機能

この計画の推進にあたっては、次のような各主体の役割分担に基づき進めます。

■各主体の役割と求められる機能（1）

主 体	役 割	求められる 機 能
府 中 市	●高齢者の充実した暮らしを実現するため、敬老事業や老人クラブの活動支援など元気な高齢者への施策を進めるとともに、健康づくりや介護予防など健康寿命を延伸するための施策を展開します。 ●介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険の円滑な運営と福祉サービスを提供することで、安心して暮し続けるための在宅生活の仕組みづくりや施策を進めます。	●敬老事業の実施や老人クラブの運営支援 ●健康づくりや介護予防、認知症予防や周知への取組 ●介護保険制度の円滑な運営、保険料徴収、制度の適正化、事業者支援、医療連携、認知症対応 ●在宅生活を支援するための福祉施策の推進 ●ひとり暮らし高齢者の生活の見守りと支援 ●低所得者の介護保険利用者への支援 ●介護基盤の計画的な整備
地域包括支援センター	●地域の高齢者の実態把握に努め、自治会や老人クラブなどとの連携を通して「福祉のまちづくり」を進め、早期対応による支援を行うための「高齢者見守りネットワーク」に取り組みます。 ●介護予防や権利擁護に関しては、地域に密着した相談調整窓口として積極的に携わるとともに、介護の相談に対しては、適切なサービスを調整します。支援困難事例に対しては、行政や関係機関と連携しながら解決に導いていきます。	●適切、公正、中立かつ効率的な実施運営の確保 ●地域の高齢者の実態把握 ●自治会や老人クラブとの連携による福祉のまちづくり ●介護予防事業や認知症予防や周知への取組 ●高齢者の相談に関する適切な調整と対応 ●権利擁護センターふちゅうとの連携した対応 ●担当地区ケア会議による支援困難ケースの対応
医療機関	●市内の医療機関については、「かかりつけ医」として高齢者の健康状態に関わりながら、介護や福祉との連携を進めます。 ●急性期や慢性期の治療に応じ、円滑な病院と診療所の連携を行い、さらに福祉の関係機関に対しては、在宅の療養生活に必要な医療情報の提供を行っていきます。	●在宅療養における協力病院との連携 ●在宅療養を実現するための医療情報の提供 ●認知症に関する医療相談機能の充実 ●在宅療養者への訪問診療 ●医療ショートステイ事業の継続実施

■各主体の役割と求められる機能（２）

主 体	役 割	求められる 機能
介護サービス事業者 （居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所）	●介護保険の事業について、法令を遵守しながら適切なサービスを提供します。さらに、利用者本位のサービスが提供されるよう、関係機関との連絡と調整を十分に行います。 ●医療的ケアを必要とする高齢者に対しては、医療機関と連携しながら、提供された医療情報に基づき適切なサービスを提供します。	●介護保険法の改正についての適切な対応 ●介護保険法に遵守したサービスの提供とサービスの質の向上 ●在宅療養者に対するサービスの実現 ●医療機関からの情報提供と療養対応されたサービス
民間の団体 （シルバー人材センター、社会福祉協議会、NPO法人）	●シルバー人材センターなど高齢者の就労機関については、多様な高齢者の働き方に応じた就労を提供します。 ●社会福祉協議会やNPO法人は、高齢者の生活で身の回りのお手伝いを、有償や無償のサービスにより提供します。 ●社会福祉協議会やNPO法人は、高齢者の地域活動への参加を促します。	●多様な就労の提供と研究 ●介護保険対象外の身の回りのことを協働により提供 ●地域貢献活動や地域参加のための場の提供
地域の団体 （民生委員・児童委員、自治会・町会）	●民生委員・児童委員や自治会・町会については、行政では行き届かない日常生活に近いところで高齢者に目を向けてもらい、「気づき」の情報を地域包括支援センターへつなげることや、災害時の要援護者の支援対応に努めます。	●住民が主体となり地域づくりを推進 ●高齢者見守りネットワークの協力 ●災害時要援護者事業に対する協力 ●認知症に関する特性や対応についての正確な理解
市 民	●自治会など地域の活動に参加し、健康増進や介護予防の意識を高め、健康寿命の延伸に努めます。 ●介護保険や保健福祉サービスを有効に利用し安心した生活を送ります。	●自治会・町会など地域の活動への参加 ●健康管理や介護予防の意識を高める ●地域包括支援センターへの相談 ●自分らしく暮らすための介護サービスや福祉サービスの有効な利用
家 族	●介護に関する制度内容や介護方法など、理解を深め、家族の生活を支えます。	●制度説明会や介護者教室への参加

コラム 役割分担の明確化

厚生労働省が、平成24年度から始まる「第5期介護保険事業計画」の計画期間以降を展望し、地域における医療・介護・福祉の一体的提供（地域包括ケア）の実現に向けた検討にあたっての論点を整理するために平成20年度に地域包括ケア研究会がとりまとめた「地域包括ケア研究会報告書」によると、役割分担の考え方として自助・互助・共助・公助を以下のように定義しています。

【自助】

自ら働いて、または自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

【互助】

インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

【共助】

社会保険のような制度化された相互扶助。

【公助】

自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

2 計画の推進のために

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護に関連するさまざまな事業の推進のほか、社会参加や生きがいつくり、まちづくりの各分野における取組までを含むものです。

これらの事業の推進にあたっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関等がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組む必要があります。

(1) 推進体制

本計画の実施にあたっては、計画の進捗状況や評価、サービスの利用の状況などを検討し、併せて、市民の意見を反映するために、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会」において本計画の進行管理を行います。

(2) 計画の点検

この計画の的確な進行管理を行うため、毎年度、要介護・要支援認定者の状況やサービスの利用状況、サービスの供給状況について、本計画の点検を行います。

(3) 計画の周知

市のホームページや広報などを積極的に活用し、この計画の幅広い周知に努めます。